

高浜町移住・つながりコーディネーター設置要綱

(設置)

第1条 本町への移住・つながりの促進を図るため、町外から本町へ移住・定住を希望する者・ワーケーションや二地域居住など関係人口に分類される者（以下「移住・つながり希望者」という。）が安心して移住や二地域居住等を決断できるよう受入体制の整備及び強化、並びに本町に移住した者（以下「移住者」という。）が安定した生活を送ることができるようサポートすることを目的として、高浜町移住・つながりコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を設置する。

(活動内容等)

第2条 コーディネーターの活動は、本町への移住・つながりの促進に関するもので、高浜町からの依頼により次に掲げる活動を実施するものとする。

- (1) 移住希望者及び移住者、関係人口への情報発信
- (2) 移住希望者及び移住者、関係人口への相談・案内に対する協力、助言等
- (3) 移住希望者及び移住者相互の交流促進に関すること
- (4) 移住希望者及び移住者、関係人口と地域をつなぐ活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な活動

(報酬等)

第3条 コーディネーターの活動に対する報酬は、半日あたり一回 5,000 円、一日あたり一回 10,000 円とする。

2 コーディネーターが町外で活動を行う場合、前項に掲げる報酬のほか、高浜町一般職の職員等の旅費に関する条例の規定に基づき、旅費（日当を除く。）を支給するものとする。

(対象者)

第4条 コーディネーターは、第1条に規定する目的に賛同した町内在住者とする。

(認定)

第5条 コーディネーターの認定を希望する者は、高浜町移住・つながりコーディネーター認定申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書が提出された場合、その者を適当と認めるときは、当該コーディネーターに高浜町移住・つながりコーディネーター認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 コーディネーターは、氏名や住所等に変更があった場合、高浜町移住・つながりコーディネーター認定事項変更届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

4 コーディネーターは、認定を辞退しようとするときは、高浜町移住・つながりコーディネーター

ター認定辞退届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

5 町長は、コーディネーターについて、法令等に違反する行為及びコーディネーターとして相応しくない行為が認められたときは、その認定を取り消すことができる。

（報酬の支払い）

第6条 町長は、コーディネーターから第2条に規定する活動について所定の様式（様式第5号）で活動報告があった場合には、速やかに報酬を支払うこととする。

（任期）

第7条 コーディネーターの任期は、第5条第2項により認定があった日から当該年度の末日までとする。ただし、認定を受けた者から第5条第4項による辞退の届け出がない限り、1年毎任期を延長する。

（守秘義務）

第8条 コーディネーターは、その活動において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。コーディネーターの認定を辞退又は取り消された後も同様とする。

（地位利用の禁止）

第9条 コーディネーターは、第1条に規定する目的を達成するために活動を行うものであり、その地位を自らの利益のために不当に利用してはならない。

（事務局）

第10条 コーディネーターの活動に対する支援及び庶務を行うため、総合政策課に事務局を設置する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月19日から施行する。